

ガラスカッターホイール事件

【事件の概要】

「打点衝撃を与える所定形状の突起」という特許請求の範囲中の一連の記載の技術的意義が発明の詳細な説明に記載された技術的事項を参照して認定され、引用発明とは相違すると判断された事案。

【事件の表示、出典】

平成 22（行ケ）第 10258 号 審決取消請求事件（最高裁HP）

【参照条文】

特許法第 29 条第 1 項及び同法同条第 2 項

【キーワード】

技術的意義の認定のための発明の詳細な説明に記載された技術的事項の参照

1. 事実関係

原告は、被告の保有する本件特許（特許第 3074143 号）の無効を主張して審判請求（無効 2009-800200 号）を行ったところ請求不成立の審決を受けたため、その取消を求めた事案である。

なお、本件特許の請求項 1 の記載は、下記のとおりである。

「ディスク状ホイールの円周部に沿ってV字形の刃を形成してなるガラスカッターホイールにおいて、刃先に打点衝撃を与える所定形状の突起を形成したことを特徴とするガラスカッターホイール。」

2. 争点

原告の主張した取消事由は、下記の 3 点である。

- 1) 引用発明 1 に基づく本件発明 1 の新規性に係る判断の誤り
- 2) 引用発明 2 に基づく本件発明 1 の新規性に係る判断の誤り
- 3) 本件発明 2 ないし 10 の進歩性に係る判断の誤り

3. 裁判所の判断

引用発明 1 には「微細な凹凸が形成されている」ものの、

「刃の稜線部に形成された微細な凹凸は、その結果として、稜線部に生じたものというべきであるのみならず、当該構成は、ガラス表面とかみあうことによりホイールのスリップを防止する効果を奏するにすぎないものである。」から、「打点衝撃を与える所定形状の突起」に相当するものということとはできない。

また、引用発明 2 には「刃先に突起が形成されている」ものの、「当該突起は、ガラス表面に微細な傷を生じさせる効果を奏するに過ぎないものである。」から、「打点衝撃を与える所定形状の突起」に相当するものということとはできない。

4.検討

「打点衝撃を与える所定形状の突起」という一連の記載の技術的意義を明らかにするために発明の詳細な説明に記載された技術的事項を参照して認定することに問題はないとはいえ、本判決ほどに上記「打点衝撃を与える所定形状の突起」なる記載にその効果を読み込む必要があるのだろうか？

(弁理士 片山 健一)